

議案第 5 2 号

渋川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例
(渋川市建築基準法関係手数料条例の一部改正)

第 1 条 渋川市建築基準法関係手数料条例(平成 1 8 年渋川市条例第 2 6 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

建築物に関する確認申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請に対する審査又は法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知に対する審査	3 0 平方メートル以内のもの	1 0 , 0 0 0 円
	3 0 平方メートルを超え、1 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 , 0 0 0 円
	1 0 0 平方メートルを超え、2 0 0 平方メートル以内のもの	2 6 , 0 0 0 円
	2 0 0 平方メートルを超え、5 0 0 平方メートル以内のもの	4 0 , 0 0 0 円
	5 0 0 平方メートルを超え、1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	6 9 , 0 0 0 円
	1 , 0 0 0 平方メートルを超え、2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの	8 7 , 0 0 0 円

	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	168,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	282,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	559,000円

備考

- 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築しようとする場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合（同法第11条第6項に規定する適合判定通知

書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、この表の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額）の手数料を徴収する。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	13,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	22,000円
	300平方メートル以上のもの	34,000円

3 法第87条の4に規定する昇降機（以下「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては、この表の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を徴収する。

(1) 昇降機を設置しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 14,000円（小荷物専用昇降機については、9,000円）

(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しようとする場合 10,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）

別表第2（第2条関係）

建築設備及び工作物に関する確認申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
1 法第87条の4において準用する法第	(1) 建築設備を設置しようとする場合（(2)に掲	14,000円（小荷物専

6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	げる場合を除く。)	用昇降機については、9,000円)
8条第2項の規定による計画の通知に対する審査	(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置しようとする場合	10,000円 (小荷物専用昇降機については、8,000円)
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	(1) 工作物を築造しようとする場合 ((2)に掲げる場合を除く。)	13,000円
	(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造しようとする場合	8,000円

別表第3法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に係る検査又は法第18条第19項の規定により終了した旨の通知に係る検査の部中「第18条第19項の規定により」を「第18条第28項の規定による特定工程に係る工事が」に改め、同部に次のように加える。

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	51,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	113,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	176,000円
50,000平方メートルを	362,000円

超えるもの	0円
-------	----

別表第4及び別表第5を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

建築物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第20項の規定による完了した旨の通知に係る検査（次部に掲げる場合の検査を除く。）	30平方メートル以内のもの	15,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	19,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	86,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	149,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	237,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	461,000円
法第7条の3第5項若	30平方メートル以内のもの	14,000円

しくは法第7条の4第3項の規定により建築物等が建築基準関係規定に適合すると認められた場合における法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第30項の規定により建築物等が建築基準関係規定に適合すると認められた場合における同条第20項の規定による完了した旨の通知に係る検査		円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	68,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	139,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	227,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	451,000円

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1

項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、この表の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を徴収する。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	4,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	5,000円
200平方メートルを超えるもの	8,000円

3 昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この表の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）を徴収する。

別表第5（第2条関係）

建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第87条の4又は法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第20項の規定による完了した旨の通知に係る検査	(1) 建築設備を設置しようとする場合	18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）
	(2) 工作物を築造しようとする場合	13,000円

別表第6手数料を徴収する事務の項の次に次のように加える。

法第7条の6第1項第1号及び法第18条第38項第1号（それぞれ法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対	120,000円
--	----------

する審査	
------	--

別表第6法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同表法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の項中「複数建築物」を「一の敷地内にあるものとみなされる建築物」に、「2である」を「2以下である」に改め、同表法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査の項中「複数建築物」を「一の敷地内にあるものとみなされる建築物」に改め、同表法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査の項中「又は許可」を削り、同表に次のように加える。

法第86条の8第1項の規定による2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	27,000円
法第86条の8第3項の規定による2以上の工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	27,000円
法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	27,000円
法第87条の3第6項の規定による興行場等の使用の許可の申請に対する審査	120,000円
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査	27,000円
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の認	27,000円

(渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第2条 渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例(平成28年渋川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第1条の2を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(消費性能適合性判定に係る手数料の額)

第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額(当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額)の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積(

省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号ア、第3条第1項第2号及び第4号ア並びに同条第2項第2号及び第4号アにおいて同じ。)の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物(住宅以外の建築物をいう。以下同じ。)(当該建築物の全部を工場等(工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)の用途に供する場合を除く。)消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 非住宅建築物(当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。)消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)及び住宅部分以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下同じ。)次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額
ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表

第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

（消費性能向上計画認定手数料の額）

第3条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に

定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものには同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものには同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものには同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつ

ては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住

宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

3 消費性能向上計画について、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、第1項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第1項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

4 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行うものは、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、前各項の規定により納付すべき手数料のほか、渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）第2条（別表第1及び別表第2の1の部に係る部分に限る。）の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

第4条中「申請」を「提出、通知又は申請」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
200平方メートル未満	33,000円	23,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	26,000円	19,000円	5,000円

別表第2（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル未満	65,000円	47,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル以上	108,000円	79,000円	54,000円	19,000円

別表第3を削り、別表第4中「第1条の2、第2条」を「第2条」に改め、同表300平方メートル以上500平方メートル以下の項中「500平方メートル以下」を削り、同表を別表第3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル未満	21,000円	17,000円
300平方メートル以上	30,000円	26,000円

別表第5を削る。

（渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第3条 渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年渋川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「第6条第1項」の次に「（同法第87条の4において

準用する場合を含む。）」を加え、「を申請する者」を「の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定により計画の通知をする者」に改める。

（渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正）
第4条 渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年渋川市条例第16号）の一部を次のように改める。

第3条中「第6条第1項」の次に「（同法第87条の4において準用する場合を含む。）」を、「第18条第2項」の次に「（同法第87条の4において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の渋川市建築基準法関係手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請又は通知に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の渋川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例第2条及び第3条の規定は、施行日以後にされる提出、通知又は申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた提出、通知又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 澁川市建築基準法関係手数料条例（平成18年澁川市条例第265号）の一部改正
 （第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第1（第2条関係） 建築物に関する確認申請手数料			別表第1（第2条関係） 建築物に関する確認申請手数料		
手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額	手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	30平方メートル以内のもの	10,000円	法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項による計画の通知に対する審査	30平方メートル以内のもの	10,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>22,000円</u>
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>40,000円</u>		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円
	<u>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>87,000円</u>			
	<u>2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>168,000円</u>			
	<u>10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの</u>	<u>282,000円</u>			
	<u>50,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>559,000円</u>			
備考 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。			備考 — 床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。		

(1) (略)

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3)・(4) (略)

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合（同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、この表の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額）の手数料を徴収する。

建築物	特定建築行為に係る部分の床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	11,000円
	200平方メートル以上のもの	13,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル未満のもの	22,000円
	300平方メートル以上のもの	34,000円

3 法第87条の4に規定する昇降機（以下「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては、この表の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を徴収する。

(1) 昇降機を設置しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）
) 14,000円（小荷物専用昇降機については、9,000円）

(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置しよう

(1) (略)

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築しようとする場合（移転する場合を除く。）当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3)・(4) (略)

とする場合 10,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）

別表第2（第2条関係）

建築設備及び工作物に関する確認申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
1 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置しようとする場合（(2)に掲げる場合を除く。）	14,000円（小荷物専用昇降機については、9,000円）
	(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置しようとする場合	10,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は_____法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	(1) 工作物を築造しようとする場合（(2)に掲げる場合を除く。）	13,000円
	(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造しようとする場合	8,000円

別表第3（第2条関係）

建築物に関する中間検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に係る検査又は法第18条第28項の規	30平方メートル以内のもの	14,000円
	(略)	

別表第2（第2条関係）

工作物に関する確認申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項_____による計画の通知に対する審査	(1) 工作物を築造する_____場合（(2)に掲げる場合を除く。）	13,000円
	(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物の築造をしようとする場合	8,000円

別表第3（第2条関係）

建築物に関する中間検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に係る検査又は法第18条第19項の規	30平方メートル以内のもの	14,000円
	(略)	

定による特定工程に係る工事が終了した旨の通知に係る検査	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	39,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	51,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	113,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	176,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	362,000円

備考 (略)

別表第4 (第2条関係)

建築物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第20項の規定による完了した旨の通知に係る検査(次部に掲げる場合の検査を除く。)	30平方メートル以内のもの	15,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	19,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円
	1,000平方メートルを超	86,000円

定により		
_____ 終了した旨の通知に係る検査	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	39,000円

備考 (略)

別表第4 (第2条関係)

建築物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	床面積の合計	手数料の額
法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第16項の規定により完了した旨の通知に係る検査(次部に掲げる場合の検査を除く。)	30平方メートル以内のもの	15,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	19,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	69,000円
法第7条の3第5項	30平方メートル以内のもの	14,000円

	え、2,000平方メートル以内のもの	円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	149,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	237,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	461,000円
法第7条の3第5項若しくは法第7条の4第3項の規定により建築物等が建築基準関係規定に適合すると認められた場合における法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第30項の規定により建築物等が建築基準関係規定に適合すると認められた場合における同条第20項の規定による完了した旨の通知に係る検査	30平方メートル以内のもの	14,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	39,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	68,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	139,000円
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	227,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	451,000円

		円
の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物について、	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第21項の規定により中間検査合格証の交付を受けた建築物について、法第18条第16項の規定により	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
完了した旨の通知に係る検査	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	38,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	68,000円

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、この表の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を徴収する。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	4,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	5,000円
200平方メートルを超えるもの	8,000円

- 3 昇降機に係る部分が含まれる場合においては、この表の手数料のほか、当該昇降機1基につき、手数料として18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）を徴収する。

別表第5（第2条関係）

建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第87条の4又は法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第18条第20項の規定による 完了した旨の通知に係る検査	(1) 建築設備を設置しようとする場合	18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）
	(2) 工作物を築造しようとする場合	13,000円

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第5（第2条関係）

工作物に関する完了検査申請手数料

手数料を徴収する事務	区分	手数料の額
法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請に係る検査又は法第88条第1項において準用する法第18条第16項の規定により完了した旨の通知に係る検査	工作物を築造しようとする場合	13,000円

別表第6（第2条関係）

許可等申請手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
法第7条の6第1項第1号及び法第18条第38項第1号（それぞれ法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円
法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査	50,000円
(略)	
法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	120,000円
法第86条第1項の規定による一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第2項の規定による一の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(略)	
法第86条の5第1項の規定に	6,400円に現に存する建築物の

別表第6（第2条関係）

許可等申請手数料

手数料を徴収する事務	手数料の額
法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の申請に対する審査	50,000円
(略)	
法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	120,000円
法第86条第1項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物（建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(略)	
法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の	27,000円

よる複数建築物の認定 の取消しの申請に対する審査	数に12,000円を乗じて得た額 を加算した額
法第86条の6第2項の規定に よる建築物の容積率、建蔽率、 外壁の後退距離又は高さに関す る制限の適用除外に係る認定の 申請に対する審査	27,000円
法第86条の8第1項の規定に よる2以上の工事の全体計画の 認定の申請に対する審査	27,000円
法第86条の8第3項の規定に よる2以上の工事の全体計画の 変更の認定の申請に対する審査	27,000円
法第87条の2第1項の規定に よる2以上の工事の全体計画の 認定の申請に対する審査	27,000円
法第87条の3第6項の規定に よる興行場等の使用の許可の申 請に対する審査	120,000円
建築基準法施行令（昭和25年 政令第338号）第137条の 12第6項の規定による大規模 の修繕又は大規模の模様替の認 定の申請に対する審査	27,000円
建築基準法施行令第137条の 12第7項の規定による大規模 の修繕又は大規模の模様替の認 定の申請に対する審査	27,000円

申請に対する審査

澁川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

澁川市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年澁川市条例第38号）の一部改正

（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により<u>法第11条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、<u>法第29条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により<u>法第12条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「消費性能適合性判定」という。）を受ける者、<u>法第34条第1項</u>に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「消費性能向上計画」という。）の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（消費性能適合性判定に係る手数料の額）</p> <p><u>第1条の2 法第12条第1項又は第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者は、当該消費性能適合性判定に係る建築物内の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第5の第1欄に掲げる面積の区分に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄にそれぞれ掲げる額の手数料（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの）を納付しなければならない。</u></p>

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場
- (7) と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

2 法第13条第2項又は第3項の規定により消費性能適合性判定を求める国等及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、前項の規定の例により算出した額の手数料を納付しなければならない。

（消費性能向上計画認定手数料の額）

第2条 消費性能向上計画について、法第34条第1項の規定による認定又は法第36条第1項の規定による変更の認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次条第1項第1号において同じ。）住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（非住宅部分を有しないものに限る。）誘導仕様基準が適用される共同住宅等及び設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした共同住宅等（以下「共用部分の数値を用いない共同住宅等」という。）にあってはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあっては次に掲げる額の合算額
- ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあって

（消費性能適合性判定に係る手数料の額）

第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額）の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イただし書及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準又は同号イただし書及びロ（2）（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額
- (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号ア、第3条第1項第2号及び第4号ア並びに同条第2項第2号及び第4号アにおいて同じ。）の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあって

は同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。）次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。）消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第

は同表の第3欄に掲げる額

イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(3) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第1号（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ（イ）（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等であるものに限る。）次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 第2号（同号ア及びイの規定を第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額

イ 建築物について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 誘導仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあっては（ア）及び（ウ）に掲げる額の合

1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2 欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3 欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

算額、それら以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(イ) 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第2欄に掲げる額

(ウ) 建築物内の非住宅部分（住戸の用に供される共用部分が住戸以外の用にも供されるものであるときは、当該部分を含む。次条第1項第4号ウにおいて同じ。）の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 イ
(ウ)（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算出した額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 前項の場合において、消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されているときは、同条第1項の規定による認定の申請に係る手数料の額は当該申請に係る同条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とし、法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料の額は当該申請により変更する法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物又は追加する同項に規定する他の建築物についてそれぞれ前項の規定により算定した額の合算額とする。

3 消費性能向上計画の認定の申請をする者が当該申請に係る消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア、第3号イ(ア)及び第4号イ(ア)	誘導性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ(イ)	第2欄	第4欄
第3号イ(イ)	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第4号イ(ウ)及び第5号	誘導基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄

4 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第3条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額
- (2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額
- (3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

うものは、第1項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば、渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）第2条の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数を納付しなければならない。

(消費性能に係る認定手数料の額)

第3条 法第41条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準について適合している旨の認定（以下「消費性能に係る認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準（以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- (2) 共同住宅等（非住宅部分を有しないものに限る。） 仕様基準が適用される共同住宅等及び共用部分の数値を用いない共同住宅等にあつてはアに掲げる額、それら以外の共同住宅等にあつては次に掲げる額の合算額
- ア 住棟内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額
- イ 住棟内の共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請を

にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(3) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住宅部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(4) 住宅部分と非住宅部分とを有する建築物（住宅部分が共同住宅等であるものに限る。） 仕様基準が適用される建築物及び住宅部分が共用部分の数値を用いない共同住宅等である建築物にあつてはア及びウに掲げる額の合算額、それら以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額

ア 建築物内の住戸の数が別表第2の第1欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

イ 建築物内の住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 建築物内の非住宅部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

(5) 住宅以外の建築物 建築物の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額

する場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

3 消費性能向上計画について、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、第1項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第1項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

4 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行うものは、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第2項（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、前各項の規定により納付すべき手数料のほか、渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）第2条（別表第1及び別表第2の1の部に係る部分に限る。）の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額

2 消費性能に係る認定の申請をする者が当該申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、当該申請に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1号	省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（3）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（3）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（3）に規定する基準又は同号イ（3）及びロ（2）に規定する基準（以下「モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準」という。）が適用される建築物並びに同号イ（3）及びロ（3）に規定する基準（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号ア	性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄
第2号イ及び第4号イ	性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄	同表の第4欄

第3号ア及び第4号ア	性能基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、モデル住宅法又はフロア入力法に係る基準が適用される建築物及び仕様基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄
第3号イ、第4号ウ及び第5号	消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄	同表の第4欄

(手数料の徴収時期)

第4条 手数料は、申請_____の時に徴収する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
200平方メートル未満	33,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	19,000円	5,000円

別表第2 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1戸以上4戸以下	65,000円	31,000円	9,000円
5戸以上15戸以下	108,000円	54,000円	19,000円

別表第3 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	65,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル以上	108,000円	54,000円	19,000円

(手数料の徴収時期)

第4条 手数料は、提出、通知又は申請の時に徴収する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
200平方メートル未満	33,000円	23,000円	18,000円	5,000円
200平方メートル以上	37,000円	26,000円	19,000円	5,000円

別表第2 (第2条、第3条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル未満	65,000円	47,000円	31,000円	9,000円
300平方メートル以上	108,000円	79,000円	54,000円	19,000円

別表第3（第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上	265,000円	104,000円	16,000円

別表第4（第2条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル未満	21,000円	17,000円
300平方メートル以上	30,000円	26,000円

トル以上500平方メートル以下	円		
-----------------	---	--	--

別表第4（第1条の2、第2条、第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	212,000円	82,000円	9,000円
300平方メートル以上500平方メートル以下	265,000円	104,000円	16,000円

別表第5（第1条の2関係）

第1欄	第2欄	第3欄
300平方メートル以上500平方メートル以下	30,000円	26,000円

渋川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年渋川市条例第34号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定により確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定により計画の通知をする者が、渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>7 （略）</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 申請者は、法第6条第2項の規定により申出を行う場合においては、前各項の手数料のほか、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項 <u>申請する者</u> の規定により確認を申請する者が、渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料に相当する額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>7 （略）</p>

渋川市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成25年渋川市条例第16号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額）</p> <p>第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合は、前条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請をする者は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合は、前条第1項（同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により納付すべき手数料のほか、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項_____の規定による確認の申請又は同法第18条第2項_____の規定による計画の通知をしたならば渋川市建築基準法関係手数料条例（平成18年渋川市条例第265号）の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。</p>